

地方独立行政法人長野県立病院機構の中期目標期間の業務実績に関する評価実施要領

(制定：令和元年5月7日)

(改正：令和4年3月30日)

(改正：令和6年4月22日)

「地方独立行政法人長野県立病院機構の評価に関する基本方針」に基づき、長野県知事（以下「知事」という。）が、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）の中期目標期間の終了後に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）及び中期目標期間の終了後に実施する中期目標の期間における業務の実績の評価（以下「中期目標期間実績評価」という。）を実施するにあたって必要な事項を定める。

1 目的・趣旨・方針

(1) 中期目標期間見込評価について

- ア 見込評価は、評価の結果を中期目標期間終了時の機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び次期中期目標の策定に活用することを目的とする。
- イ 中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- ウ 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、次期中期目標が適切に策定されるよう留意する。

(2) 中期目標期間実績評価について

- ア 中期目標期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。
- イ 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評定を行うものとする。
- ウ 中期目標期間実績評価において、中期目標期間見込評価に使用した中期目標期間終了時の実績見込と中期目標期間実績評価における実績に乖離がある場合には、その原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。

(3) 中期目標期間見込評価及び中期目標期間実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）について

- ア 中期目標期間評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、機構全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく機構全体の評定に反映させるなど、当該年度における機構のマネジメントの状況にも留意するものとする。
- イ 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して機構が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

2 自己評価結果の活用等

(1) 地方独立行政法人法第28条第2項に基づき作成する報告書（以下「報告書」という。）は、県民に対

する説明責任の履行及び機構の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とするとともに、知事が行う評価のための情報提供に資するものとする。

- (2) 知事は機構に対して、知事の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある報告書の作成を求めるものとする。
- (3) 知事は中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ報告書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行うものとする。また、機構から質の高い報告書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、報告書を最大限活用し、当該報告書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行うものとする。
- (4) 知事は、機構の業務実績及び目標・計画の達成状況について報告書等により把握・分析し、機構業務の政策・施策への適合性、機構理事長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うものとする。
- (5) 機構は、知事による評価の円滑化に資するよう、報告書の作成にあたっては次の点に努める。
 - ア 中期目標、中期計画及び評価指標ワーキンググループ等で定められた指標について、目標・計画と実績を比較した評価を行う。
 - イ 機構の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
 - ウ 業務実績、目標・計画の達成状況及び機構内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、可能な限り最小の単位で評価を行う。その際、報告書の作成が機構の過度な負担とならないよう配慮しつつ、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが、知事が行う評価単位と整合するよう留意する。
 - エ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
 - オ 自己評価及び知事による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の報告書において、その実施状況を記入する。

3 評価単位の設定

項目別評定は、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

4 評価の方法等

知事は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、次の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

- (1) 評価の手順及び手法
 - ア 機構に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
 - イ 評価にあたって機構理事長等からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、機構の実情を踏まえた的確な評価を実施する。また、地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会からの意見聴取も行う。
 - ウ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
 - エ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
 - オ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績

1 単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとの財務情報等を活用する。

- カ 過去の関連する監査等の結果を活用する。
- キ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ク 機構の過去の実績との比較・分析を行う。
- ケ 病院等ごとの業務実績等を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて次に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- ・ 機構に対する現地調査
- ・ 他の病院等との比較・分析

(2) 評価の視点

業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、業務の特性に応じた評価の視点を設定し、機構に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

5 項目別評価及び総合評価の方法、評定区分

- (1) 小項目別の評価、大項目別の評価及び総合評価において、中期目標及び中期計画の達成状況について評定を付すこととする。なお、大項目別の評価及び総合評価においては、中期目標及び中期計画の達成状況について、記述式による評価を行うこととする。
- (2) 評定区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とする。
- (3) 評定区分と業務実績の関係は次のとおりとする。

ア 中期目標期間見込評価

評定区分	判断の目安となる業務実績の見込
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成することが見込まれる (定量的目標においては目標値の 120%以上)
A	中期目標・中期計画を達成することが見込まれる (定量的目標においては目標値の 100%以上 120%未満)
B	中期目標・中期計画を概ね達成することが見込まれる (定量的目標においては目標値の 80%以上 100%未満)
C	中期目標・中期計画を下回ることが見込まれ、改善を要する (定量的目標においては目標値の 60%以上 80%未満)
D	中期目標・中期計画を大幅に下回ることが見込まれ、抜本的な改善を要する (定量的目標においては目標値の 60%未満)

イ 中期目標期間実績評価

評定区分	判断の目安となる業務実績
S	中期目標・中期計画を大幅に上回って達成している (定量的目標においては目標値の 120%以上)
A	中期目標・中期計画を達成している (定量的目標においては目標値の 100%以上 120%未満)
B	中期目標・中期計画を概ね達成している (定量的目標においては目標値の 80%以上 100%未満)
C	中期目標・中期計画を下回っており、改善を要する (定量的目標においては目標値の 60%以上 80%未満)
D	中期目標・中期計画を大幅に下回っており、抜本的な改善を要する (定量的目標においては目標値の 60%未満)

(4) 次の場合で、機構から報告書等において十分な説明があった場合には評定において考慮するものとする。

- ア 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合
- イ 外部要因に対して機構が自主的な努力を行った場合
- ウ 先駆的な取り組みや創意工夫を行った場合

(様式2) 第〇期中期目標期間業務実績等見込報告書

(様式3) 第〇期中期目標期間業務実績等報告書